

定 款

(2024年6月)

株式会社ホギメディカル定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は株式会社ホギメディカルと称し、英文ではHOGY MEDICAL CO.,LTD.と表示する。

(目 的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 医療用消耗品の製造及び販売
2. 医療機器及び医療用機械器具の製造、販売、賃貸、修理、洗浄及び滅菌
3. 医療用記録紙の製造及び販売
4. 不織布による製品の製造及び販売
5. 医薬品、劇物及び毒物の販売
6. 化粧品及び医薬部外品の製造及び販売
7. 食品及び食品添加物の開発、製造及び販売
8. 上記各物品及びその原材料の輸出入
9. クリーンルームの設計、施工及び附帯する建築工事
10. 焼却炉の設計、施工及び附帯工事
11. コンピューターソフトウェア及び周辺機器の開発設計、製造販売、リース及びメンテナンス
12. コンピューターによる情報処理業務及び情報提供サービス
13. 不動産の賃貸借及び管理
14. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を東京都港区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は1億3,000万株とする。

(単元株式数)

第6条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の買増請求)

第7条 当会社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当会社に対し売渡すことを請求（以下「買増請求」という。）することができる。

② 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規則による。

(単元未満株式についての権利制限)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利
4. 前条に規定する単元未満株式の買増請求をする権利

(株式取扱規則)

第9条 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式又は新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

② 当会社の株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が選定する。

③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託する。

(基準日)

第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。

② 前項のほか、必要である場合は、取締役会の決議により予め公告して、臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第12条 定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第13条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により取締役会長又は取締役社長が招集し、その議長となる。

② 取締役会長及び取締役社長に事故あるときは、予め取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

② 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。

(議決権の代理行使)

第16条 株主又はその法定代理人は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

② 前項の代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第17条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名以内とする。

② 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 当社の取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

② 当社の取締役の選任については累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

④ 会社法第329条第3項に基づく補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

② 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長及び取締役社長については各1名、並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役については各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長又は取締役社長が招集し、議長となる。

② 取締役会長及び取締役社長に事故あるときは、予め取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日より3日前に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は取締役会の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第27条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会の定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。

(取締役の責任免除及び取締役との責任限定契約)

第29条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第30条 当会社は監査等委員会を置く。

(常勤の監査等委員)

第31条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規則)

第34条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第35条 当会社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第36条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第39条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等)

第40条 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

② 当会社は、毎年3月31日、6月30日、9月30日又は12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「配当金」という。)を行うことができる。

③ 当会社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。

(除斥期間等)

第41条 配当金が、支払開始日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

② 未払の配当金には利息をつけない。

(附則)

(監査役責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第63期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

② 第63期定時株主総会の終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第38条第2項の定めるところによる。